

◇===== [第 57 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2023 年 3 月 1 日

◇=====◇

2 月 6 日トルコで連続した巨大地震が発生しました (M7.8 と M7.5)。報道によると 470km にわたって断層がずれ動き、オリーブ園には深さ 40m・幅 50m の地割れが 300m にわたって出現しました¹。JAMSTEC Base によれば、エネルギー規模では 2016 年熊本地震の 16 倍に上ります²。この巨大地震によってトルコと隣国のシリアでは 4 万人以上の人々が亡くなり、要支援者は 2600 万人とも報じられています³。緊急の支援が求められています⁴。

今回のトルコ地震 (「2023 年ガズィアンテプ地震」と命名) は、深度の浅い内陸型直下地震で、日本でも過去に同様の地震が発生した事があります (慶長伏見地震、1596 年 9 月 5 日)。この時の地震は中央構造線の一部がずれ動いたもので、規模は M7.5 程度であったと見られています。

こうしたニュースに接するたびに、いま岸田自公内閣と維新の会などの一部野党が安全保障の名のもとに進めようとしている防衛政策・エネルギー政策が、果たして本当に日本の安全保障に資するものなのか、極めて疑問を感じざるを得ません。

今月は日本の安全保障について、食糧 (おもに酪農) 問題について考えていきたいと思います。

●===== [時事解説] =====●

今回の記事は、今年 1 月の NHK クローズアップ現代の「朝一杯の牛乳が消える!? 酪農危機の知られざる実態」という報道を基に、日本の酪農の置かれている現状について検討したものです。

番組を視聴されなかった方のために、おおまかな内容をご紹介します。番組のリードは次のようなものです。

日本の生乳の生産の半分以上を担う酪農王国・北海道では、過去最悪レベルともいわれる“牛乳ショック”に直面している。搾りたての牛乳は一部廃棄され、手塩にかけた子牛は価格さえつかないことも。廃業を決断する若手酪農家も出始め、超巨大ファームまでも“このままでは本当に生き残れないかも”と悲鳴を上げる。一杯の牛乳が届けられるその裏側で何が起きているのか。30 人を超える当事者への取材から、知られざる“牛乳ショック”の実像に迫る。

¹ 中央日報 2 月 16 日付 (<https://news.yahoo.co.jp/articles/2457457f752587008a4164ede9ade119f7b6a79a>)

² <https://www.jamstec.go.jp/j/pr/topics/column-20230208/>

³ NHK Web ニュース 2 月 15 日付 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230215/k10013980751000.html>)

⁴ 特に政情不安なシリアでは、内戦で非難している難民の方が更なる苦境にあると報告されています。国連難民高等弁務官事務所を通じた支援はこちらから:

https://www.japanforunhcr.org/campaign/Turkiye-Syria-earthquake-emergency?utm_source=google&utm_medium=cpc&utm_campaign=JA_JA_UNHCR_Generic_01SY47TURSRYEarthquake&sc_campaign=4CCT55E63EE54715AEFF0442A7B13404&gclid=EAlalQobChMI2Nz1hcCg_QIVTFlgChO1IAB3EAAYAiAAEGKxmFD_BwE

番組は北海道十勝の酪農大手ドリームヒルを事例として、酪農業の経営の実情について問題提起します。ドリームヒルは3900頭の乳牛を飼育し、年間の生乳出荷量は4万トンと日本でも最大手の生産者です。ウクライナ侵攻の開始とともに飼料価格が高騰し、円安がそれに拍車をかけています。この二年間で配合飼料価格は1.5倍以上に高騰、経営に占める餌代が30億円(経営コストの8割)にもなってしまったのです。

しかし生乳生産者はそれを価格転嫁できません。なぜならば、生乳流通制度の一元集荷体制によって、価格は指定団体(地域の酪農家から出荷された生乳をまとめて販売する団体)と乳業メーカーの間での妥結価格によって決まるからです。この制度そのものは「日持ちのしない生乳。必要な量を必要な時に消費者に届けるため、指定団体に卸すことで生産流通の秩序が維持され、価格の安定」を図るもので、流通の枠組みとして必要なものではありません。

更にコロナ禍による学校閉鎖など給食用牛乳などの需要が落ち込む、外食産業や観光業の不振により消費が落ち込むなどで、生乳の供給が需要を超えてしまい、生産調整が求められる事態となっていました。番組は、

「900頭あまりの乳牛を抱える友夢牧場の楠田昌仁社長は、生乳の生産量を減らすよう農協から求められ、1日1~2トンの生乳の廃棄を始めた。」と伝えます。

この背景にあるのは政府の政策でした。2014年のバター不足の事態を受け、政府は酪農家に補助金もつけて生産体制の増強を進めたのです。しかし、この間の事態を受けて方針を180度転換し、減産政策に踏み切ったのです。政府の政策は「生乳の生産抑制のため、牛を早期淘汰した場合、1頭あたり15万円の助成金を国が交付するというものだ。この事業で、4万頭の削減を目指す」というものです。

加えて酪農の維持のために一定数の雄牛も必要ですが、雄牛の多くは子牛の段階で食肉用として肥育農家(畜産業者)に販売されてきました。ところが餌代の高騰は畜産業も直撃しており、子牛の買い取り価格が暴落、これまで一頭あたり14万円程度だったものが5000円、場合によっては1000円にしかないという事態に。

番組はこのままでは日本の酪農業は滅びてしまうのではないかという危機感を伝えていました。

さて、NHKのこの報道を受けてさらに検討を加えていきたいと思います。まず酪農家の経営を直撃している飼料価格の高騰についてです。そもそも日本政府の農政は根本的に誤っています。特に食糧安全保障については、全くの無策であったという事を指摘しなくてはなりません。

今回の酪農業の経営危機は、海外から輸入している家畜飼料の供給不足とそ

れに伴う価格上昇(日銀の金融政策による円高がそれに拍車をかけている)によるものが一つ、いま一つは生乳の供給過剰が原因であるとされています。これらは日本の農政が正しく行われていれば防げたものではなかったのかという事です。

まず解りやすい生乳の供給過剰から検討しましょう。保存のきかない生乳は季節や乳牛の状況によって生産量変動しやすいこともあり、余剰分については脱脂粉乳などの乳加工製品としてストックすることで需給調整を図ります。ところが政府はこうした乳加工製品を海外から輸入し続けているという事実があります。

独立行政法人農畜産業振興機構(alic)の資料によれば、日本が海外から輸入している乳製品の量は、2022年度で脱脂粉乳が12,585トン、その他の乳製品も加えると393,998トンにもなります⁵。今回政府が削減しようとしている乳牛の頭数は4万頭、2020年度の乳牛一頭当たりの泌乳量⁶は全国平均で29.7kg/日(北海道平均では31kg)なので、単純計算で生乳178,200トン⁷の減産となります。必要な資料が手に入らなかったで、牛乳換算表⁸から生乳10トンから作られる脱脂粉乳を1トンとすれば、17,820トンの脱脂粉乳の廃棄となります。つまり脱脂粉乳を輸入から国産に変えるだけで、多くの生乳を廃棄する必要がなくなるわけです。少なくとも減産する前になすべき事、なし得ることはあるのです。

しかも政府の減産の手法がまともではありません。乳牛を処分(=屠殺)すれば、再び搾乳できる乳牛を育てるのには2年~3年は必要であり、その間の肥育費用なども必要となります。4万頭の乳牛を殺すために、総額60億の予算を支出するという無駄遣い。しかも国際情勢の変化などで生乳増産の必要が生じてもすぐには対応できません。それには時間も費用も労力もかかるわけです。

事のついでに言わせていただくと、動物の命を何だと思っている!という怒りも沸々としてくるわけです。動物愛護法違反で訴えてやりたいという衝動にかられもします。人を殺すための予算は際限なく組み上げるような人たちのので、動物の命のことなどなんとも思わないのでしょう。閑話休題。

次に家畜飼料の不足の問題についてです。

乳牛の一日当たりの泌乳量は、1991年には21.1kg(北海道24.9kg)であっ

⁵独立行政法人農畜産業振興機構(https://www.alic.go.jp/joho-c/raku02_000085.html)

⁶ 同、「イ 1頭1日当たり平均泌乳量」

⁷ メグミルクの「ミルクアカデミー」によれば、乳牛のライフサイクルは、乾乳期(60~90日)→人工授精期(40~60日)→妊娠期間(280日)→初乳期(7日)→泌乳期(280~300日)が1サイクルとなります(<https://www.meg-snow.com/fun/academy/milk/cycle/>)。従って一年あたりの搾乳日数は150日程度と考えなくてはなりません。

⁸YUCCOのパン「スキムミルクと牛乳の代用換算フォーム」(https://yucco.jp/2017/05/06/calculator_milkskimilk-2/#i)

たものが、2020 年には 29.7 k g（同 31.0 k g）にまで増えてきています。その背景には、乳牛用飼料の改良も大きな要因となってきたと考えられています。こうした飼料の多くは海外から輸入されています。2020 年にはトウモロコシだけでも 11,443,916 トンが輸入されています。こうした飼料を国産化する必要はなかったのか？これが今回のウクライナ危機や気候危機による飼料高騰の中で問い直されるべき問題です。

実はトウモロコシについては、モンサント社などの遺伝子組み換え品種がアメリカ産商品の約 9 割を占めているという指摘もあるよう⁹に、消費者の不安を払しょくしきれていません。さらに問題なのは、この遺伝子商法によって、モンサント社などが莫大な利益を独占していることで、これが農産物の多様性を脅かしている点にあります¹⁰。

自国民が消費する農産物は、やはり自国の安全基準にそって栽培されたものを安定的に提供すべきではないのか。こうしたことも食の安全保障を考える上では欠かせない視点だと思われます。その上で国内の農業や酪農・畜産を支える政策が取られるべきであったのではないのか。その延長線上に国内の農業と酪農・畜産の共同をもっと推し進めておけば、今回のような危機は未然に防げたかもしれません。

食糧安全保障の観点から見れば、「お金さえ出せば食糧はいつでも輸入できる（手に入る）」という能天気な発想こそが最悪の政策であり、岸田政権には食糧安全保障を語る能力がないと言わざるを得ません。（安全保障政策に農政が欠落しているという意味で「無農」＝「無能」政権と言わせてもらいましょう。）

多少生産コストはかかるにしても、酪農飼料の国産化（農家の所得増にもつながります）や、畜産物の安全性の確保（トウモロコシなどのポストハーベスト回避）、輸送にかかる二酸化炭素排出削減、そして何よりも日本人の食糧自給率を高め、安定した食糧供給に向けて政策を抜本的に変えていくことが求められています。

ただし、残念な現実ですが、自民公明の連立政権や維新の会などにはこうした政策転換を求めても無駄です。なにしろ農畜産物の輸入政策のおおもとには、アメリカなどの農業メジャーの存在や、安い食糧を市場に提供することで労働者の賃金を抑制したい国内大企業（資本）の基本的な要求があり、彼らはそれに逆らうことができないからです。一刻も早いポスト資本主義の建設が求められる所以でもあります。

●=====●

☆====[コラム]=====☆

2 月 21 日、金沢市庁舎敷地内で護憲集会を開催しようとした市民団体が、市

⁹ APLA(<https://www.apla.jp/archives/publications/2027>)

¹⁰ 『DVD モンサントの不自然なたべもの』を視聴してみてください。

当局の不許可を違憲として争っていた裁判で、最高裁は「市役所前広場の護憲集会不許可は「合憲」との判決を下しました。これについて一言しておきたいです。

報道¹¹によれば判決では、裁判官 5 人中 4 人¹²の多数意見で「政治的対立がみられる論点で集会が開催されれば、市の政治的中立性に疑義が生じうる」と判断した、とのこと。

この判決、どうにも納得ができません。というのも金沢市はそもそも憲法に対してどのような態度を取るべきなのかという論点が欠落しているからです。

第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

この条文を読む限り、市役所に勤める職員は全て憲法を擁護する義務を負っているわけで、市民団体が憲法を守れという集会を開くのであれば、率先して参加すべき道義的義務があると思われるからです。実際には職務専念義務などあって、仕事を放り出して集会参加するというわけにはいきませんが、少なくとも市民がそうした目的で会場の提供を求めるのであれば、拒むことは法理上許されないのではないかと思います。事は、最高裁が言うような「特定の政策や主義に賛成または反対する目的で、威力や氣勢を示す示威行為」などではなく、公務員の憲法擁護義務にかかる問題であり、こうした判決こそ特定の政治的主張を容認する、第九十九条抵触行為なのではないかと危惧するものです。

☆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

【活動報告】

1. 冬号外の印刷は遅れております。印刷する時間が取れておりません。落選運動に合わせて配布できるようにしたいと考えています。

2. スタンドオフミサイル購入差し止め訴訟について検討しています。
今回の通常国会で防衛費予算が承認された場合、こうした形で抵抗し、抑止力信仰を打破する力にしたいと思います。NPTについても「一国が事情のいかんを問わず核兵器を作動させた場合、他の核保有国はその国に対して核攻撃を行うべし」という規定を求めて、核抑止力の欺瞞を暴くことも考えてみたい。

3. 福島第一原発の ALPS 処理水について意見書を提出しました(1月20日)。
<https://www.facebook.com/104898955394101/photos/a.144439604773369/212208377996491/>

次回の発行は4月1日を予定しております。

¹¹ 東京新聞TOKYOWeb2月21日付(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/232474>)

¹² 宇賀克也裁判官は反対意見で、広場は「公の施設」に当たるとし、不許可処分に正当な理由がなく違法と指摘した。(同)